

（仮称）大垣市子育て支援条例 （概要）

1. 条例の趣旨

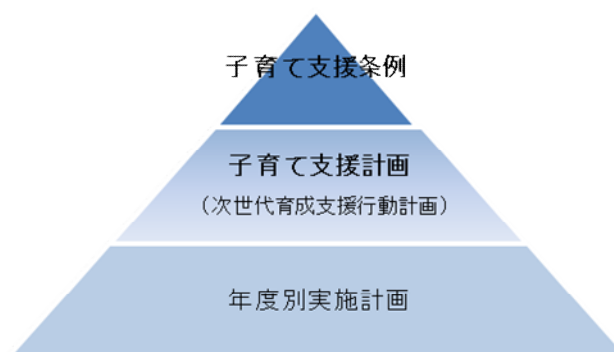
～「子どもの育成と子育て」を「市民が協働し社会全体で支援する」気運の醸成～

子どもが健やかに育ち、安心して子育てができる「子育て日本一のまち」を推進するためには、市民が協働し、家庭、地域、学校、事業者、市などの社会全体で、子どもの育成と子育てを支援することが必要不可欠です。

そのための基本理念を定めた条例を制定し、子どもの育成と子育てを社会全体で支援する気運を醸成します。

また、条例の実効性を高めるため、条例に基づく計画として、子育て支援計画（次世代育成支援行動計画）を位置づけるとともに、その計画に基づく年度別実施計画を作成します。

そのことにより、条例の理念が反映された実施計画が継続的に展開されることとなります。



2. 構成

- 前文
- 第1章 総則（目的、基本理念）
- 第2章 子どもの育成と子育て支援に関する役割
（市民、家庭、地域、幼保園・保育園・幼稚園・学校、事業者
及び市）
- 第3章 推進体制等（子育て支援計画、子育て支援会議を位置づけ）
- 第4章 雑則